

有限会社 H.I.プランニング 243-0025 厚木市上落合 6 9 7 - 2 TEL/Fax046-230-0890

代表 岩崎 仁志

E-mail : h-iwasaki@tbz.t-com.ne.jp

H. I. インフォメーション 2020年4月号

コロナウィルス拡大が物流業務全般にも大きな影響を与え、事業展開が難しくなっている今のような時には“出る”ことを抑える意識がとて重要になってきます。例えていうなら“事故による損失”がその最たるもの。常日頃から気にかけている安全意識も他の問題が増えてくると、ついおさなりになりがちです。課題の発生源が自然や物でなく人の心や体にある場合、ヒューマンエラーの代表とも言える事故（商品事故も）発生する率は上がるとしておく方がよいでしょう。普段よりさらに少ない人数で回さなければならぬ現場での事故は何としても避けたいものです。集中力が散漫になり易い今だからこそ、始業時、引継ぎ時の気持ちの切り替えをさらに重要視し、事故損失を徹底して防ぐように努めて参りましょう。

苦しい時には、企業の底力とも言える体力が事業の継続を支えます。今回のパンデミックにあたっては、皆様方もすでに各事業所ならではの工夫を行ない慎重に業務を続けておられることでありましょう。それら御苦労と努力のおかげで、このような緊急時の中でも人々は日々の生活にさほど暮らしにくさを感じる事も少なく、自宅にしながら仕事や待機を続けることができています。もちろん細かい欲をいえばきりがありませんし、何より感染者やその御家族にとっては網渡りの苦しい毎日です。しかし、一般の人々にとっての日常はそれぞれの状況変化を除けば十分成立しています。改めて考えればこれはすごいことです。災害等の発生時など、いつも思うことですが、やはり物流業者の存在と、その仕事は本当に尊いもの。緊急事態宣言の中、経済活動はまだ一部を除いてとどこおったままですが、それでも国民生活と産業を支えていく使命は物流業に託され続けています。“コロナとの戦いを医療面と物流面から支えてくれるそれぞれの皆様に感謝している”という声も、しばしば報道番組で聞かれるようになりました。一部の心ない人々により、不快な思いをさせられる業者やドライバーの方もおられましたが、常識と良識ある多くの国民は物流業の重要性をきちんと理解できています。どうか誇りを持って日々の仕事にのぞんでいただきたいと切に願う次第です。

とはいえ、現場の最前線で働くドライバーの皆様にとっては毎日が恐怖との戦いでもあるでしょう。衛生管理と同時に、自らの命と会社を守り抜くプロ意識を常に携え、強い心で顧客と向き合っていただきたいもの。戦いの長期化は否が応でも認めておかねばなりません。先にも述べましたが安全と健康を基本に、“出る”ものを最小化する構えで共に苦境を乗り越えて参りましょう。

ドライバーの安全教育で無駄をなくす

事故防止は経営戦略そのものであることは今更言うまでもありません。また事故防止対策としての改善活動は、その教育を通じて社員の育成を図ることもできるようになります。

効果の出やすいその方法を改めて解説して参りましょう。具体的な進め方としては、実際の事故事例をビデオで見たり、本で読んだりしてお互いの感想を述べる所からスタートした方が良いでしょう。これはテキストとして警察・安全協会や保険会社で用意されているものでもいいでしょう。管理者側としては、事故が起こった結果その事故当事者に起こった出来事を客観的に伝えることで、さらに効果は高まります。交通事故の被害者・家族がどのようになるかを学ぶことが次のステップです。トラック協会、事故対策センターや安全協会にはこの手のビデオや参考図書など用意されています。ぜひ活用していただきたいもの。最後に事故を起こすとまずドライバーにどんなことが起こるか本人に考えてもらいます。仕事を失い、家族を支えることができなくなります。事故を起こしたドライバーを雇用する運輸会社などはあるは

ずもないでしょうし、あってもあまりまともな会社とは思えません。事故を撲滅するには、ドライバーの自覚を促すための訓練を続けることが重要なのです。

事故は交通事故だけではなく、運送会社の場合は顧客である荷主の大切な荷物を安全確実に届けることが責務です。当然のことながら貨物事故にも同様に神経をとがらせて当たらねばなりません。これら事故の起こる要因にはヒューマンエラーの対策がなされているか、確認してみることも必要です。(人の犯す判断・操作ミスなど)人は完璧ではありません、ですから乗り物や機械等操作による事故や災害など、人の手や意識がこれら甚大な事故を生み出すことにもなってしまいます。人間の注意力には限界あり、どんな慎重な人でも疲労などによるミスを犯しがちです。ヒューマンエラーを防ぐには、指差呼称の効果がやはり大きいことが知られています。御存知の通り作業者が操作するスイッチや確認すべき表示や、方向等を指差し、作業方法や操作を呼称するものですが、危険な作業の要所所で集中力を高め、うっかり等を防ぐのに有効です。“指を差す”という行為で、記憶は一段と覚醒されるものです。(例;車両運転で交差点や出庫の時など「右よし、左よし、前よし」、荷積みで「荷締めよし、荷姿よし」など)指差呼称は“教える”だけでなく習慣化できていないと、思わぬシーンで初歩的なミスを繰り返すことになってしまいます。小さなミスでも見逃さずに必ずエラーの要因を分析し、事前に対策を施すことで事故は見違えるほど減少させることができます。

事故が起こると会社だけでなく、ドライバー自身にも大きな負担となります。事故を起こすつもりで運転するドライバーなど1人もいませんが、残念ながら事故はなかなかゼロにはなりません。会社側であらゆる努力をしても、ドライバーの自覚や行動が伴わないと、これも無駄となってしまいます。だからこそドライバーに自覚を促す意味でも、事故防止活動や事故防止教育は欠かすことができないのです。この教育にかかる費用は事故が減少することで必ずねん出することが可能となること、これまでの他社の事例で明らかになっています。事故は企業成長の妨げでしかありません。とにかくまず安全5原則(①適正な車間距離、②控え目な速度、③交差点での注視、④カーブでの減速、⑤一時停止・減速の履行)の徹底を続けること。そのための役立つ方法であるデジタコ等の車載機器搭載は、もはや当たり前となりつつあります。データを有効に活用すれば自ずと安全・エコドライブも続くようになります。貴重な企業戦士たちを知恵と工夫で120%活用していくためにも、安全教育の実践を続けていきたいものですね。

経産省、物流 MaaS 勉強会成果発表

経済産業省は4月20日、昨年末から開催してきた「物流 MaaS 勉強会」の成果をとりまとめて発表しました。物流業界のプレーヤーが、荷主・運送事業者・車両の物流・商流データ連携と物流機能の自動化の合わせ技で最適物流の実現を目指すなか、経産省は商用車メーカーと協力し、車両供給側から最適物流実現を支援するものです。

勉強会が描いた将来像では、隊列走行、ダブル連結トラック、スワップボディ、共同・混載輸配送、荷役自動化、パレット・梱包資材の標準化、バス予約、電動商用車の活用——などの物流各社の取り組みとデータ連携により、(1)運転手1人あたりの輸送量の増大(2)共同輸送の実車率の上昇(3)シームレスな積み替えの実現(4)電動車両の導入推進(5)地域・施設間の貨物量に応じた最適輸配送(6)共同配送の積載率上昇——などの効果が見込めるとしており、“とりまとめ”では、商用車メーカーを含む関係各社が将来像の実現に向けて次の3つの項目に連携して取り組む方向性が示されました。まずトラックデータ連携の仕組みの確立として日本版 FMS 標準(車両運行管理に必要となるトラックデータの標準仕様)とコネクタを活用し、複数メーカーのトラックを一括管理可能な仕組み(API標準規格化)を確立、運用検証を実施する。日本版 FMS 標準のデータ項目は、欧州標準の必須項目に準拠する方向性で商用車メーカー4社と確認が取れており、今後は日本の車両運行管理に必要となる項目や形式の仕様を検討します。2つ目は見える化・混載による輸配送効率化を掲げ、輸配送効率向上に向けて、架装・積荷情報の可視化に必要となる情報の標準化と混載の運

用モデル検証を実施します。最後に電動商用車活用・エネルギーマネジメント検証として支線配送の電動商用車活用を見据えた運用モデルと経済性可視化の手法を検証することとしています。経産省は今後、国土交通省と連携しながら、商用車メーカー、物流業界、ITソリューション事業者などの民間事業者と協働し、取組内容の具体化を進め、物流業界の抱える課題解決を目指す、としています。

国交省「標準運賃」正式告示、運賃交渉の目安に

国土交通省は4月24日、改正貨物自動車運送事業法で設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、同日付で標準運賃の告示を行ったことを発表しました。

労働者不足の解消に向けて、トラックドライバーが置かれている長時間労働・低賃金の環境を改善するために設けられた同制度は、荷主に対して交渉力の弱いトラック運送事業者が必要なコストに見合った対価を得るための目安運賃を提示するもので、改正法4本柱の最後の施策となっていました。

改正法では、(1)規制の適正化(2)事業者が遵守すべき事項の明確化(3)荷主対策の深度化(4)標準的な運賃の告示制度——の4本柱を掲げており、標準運賃の告示制度は、2024年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、それまでの時限措置として創設されたものです。国土交通大臣がことし2月に運輸審議会に諮問し、4月14日に審議会から「提示する運賃は、必要なコストに見合った対価を得るためのものとして適当であり、課題解決に向けた施策としても適当である」との答申を受けており、国交省が正式な施行を急いでいました。審議会からの答申は以下の3項目。(1)中小事業者でも運賃の再検証や荷主に対する交渉力の強化に活用できるよう、具体的な算出方法などについて、できるだけ早期にわかりやすく丁寧に解説するなど、事業者に対して必要な指導・助言を行うこと。

(2)標準運賃告示の効果が下請け事業者やドライバーに対しても還元されるよう、事業者の取り組みを定期的に評価・分析し、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。(3)荷主の理解と協力が得られるよう、関係省庁と連携し、あらゆる手段を講じて直接働きかけるとともに、トラック運送業の取り組みに対する国民の理解促進に努めるなど、トラック運送業における労働条件の改善に資する必要な取り組みを行うこと。

制度に強制力はないものの、トラック運送業の取引適正化を通じて運転者の労働条件を改善し、持続可能な物流を実現するための施策として期待されています。一方で、これには荷主側の理解と協力が欠かせないため、国交省にはトラック運送事業者と荷主の双方に広く周知するための資料作りや直接的な働きかけが求められています。

国土交通省は、運輸審議会から運賃案を含む告示制度はトラック運送業の働き方改革に向けた取り組みとして「適当である」との答申を受け、早期の制度施行を目指します。これにより、2019年11月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法の4本柱である(1)事業者が順守すべき事項の明確化(2)規制の適正化(3)荷主対策の深化(4)標準運賃の告示制度の導入——は、すべて制度に反映される見通しとなりました。あとは荷主の罰則を強化するなど他の省庁との連携が必要となってきます。国交省の整備だけでは荷主への取り締まりがないため、効果がないことはこれまで実証されています。経産、中企庁、農水など荷主管轄と厚労省、警察庁との連携構築が一刻も早く望まれるところです。

国交省、物流関連緊急対策とりまとめ

国交省は4月8日、政府が閣議決定した「緊急経済対策」のうち、トラック関係の主な施策を整理した資料を公表しました。この資料は「緊急経済対策」の5本柱をもとに国土交通省が作成し、全日本トラック協会に対して周知依頼をしたもので、足元の感染防止策と雇用の維持・事業の継続に向けた施策のほか、経済回復と経済構造の変革に向けた施策がまとめられています。

第4の柱とされる「強靱な経済構造の構築」では、「デジタルトランスフォーメーションの加速」を抜粋し、IT点呼などを活用した非接触型事業の運用を支援するなど、インフラ・物流分野で抜本的な生産性向上に取り組むことを明らかにされています。

なお、国土交通省関係補正予算では、インフラ・物流分野向けのデジタルトランスフォーメーションを通じた抜本的な生産性の向上に国費177億7700万円が割り当てられています。

「緊急経済対策」におけるトラック関係の主な施策(非予算施策を含む)

○ 以下の5つを柱として、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強かつ効果の大きい施策を展開	
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	
「いわゆる『3つの密』を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願い」	
・マスク等の感染防止に係る備品の確保について、関係省庁・業界団体と調整し、ニーズに応じて引き続き対応(非予算)	
II. 雇用の維持と事業の継続	
雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大	資金繰り対策
・緊急対応期間(令和2年4月1日～6月30日)において、助成率を中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合、中小企業9/10、大企業3/4)に引き上げ ・残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を実施	・日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の実質無利子・無担保融資への借換 ・民間金融機関への要請(返済猶予含む)に際し、事業者の貸出し後の返済能力を適時適切に捉えた対応の徹底 等
税制措置等	事業継続に困っている中小規模事業者等への支援
・収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税・社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予 ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減(1/2又は0)※令和3年度課税分 等	・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金 ・収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	IV. 強靱な経済構造の構築
地域経済の活性化	リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設	・インフラ・物流分野等におけるデジタルトランスフォーメーションを通じた抜本的な生産性向上 - IT点呼等を活用した非接触型事業運用支援
V. 今後の備え	
・新型コロナウイルス感染症対策予備費を創設	

お知らせ

- ・国際物流総合研究所ではZoomを活用したオンライン無料セミナーを5月14日(木)午前11時半～12時開催いたします。テーマは「現場の作業を標準化しよう～徹底的な活動と続ける根気が現場を根こそぎ変える」で、講師は同主任研究員の仙石恵一氏です。対象は 物流会社の経営者やメーカー・卸の物流管理者の皆様向けです。今回はプレセミナーという事で30分と短い時間ですが、現場で実行できる内容となっております。実行する意欲のある方、興味をお持ちの方は、是非ご参加ください！◆無料【30分 プレセミナー】<http://a10.hm-f.jp/cc.php?t=M819360&c=1717112&d=720e> もっと続きを聞きたい方へ◆本セミナー詳細⇒ <http://a10.hm-f.jp/cc.php?t=M819361&c=1717112&d=720e>

※プレセミナーに参加した方は、受講料OFFの特典がございます！

- ・HIプランニングでは、各種課題に最適なソリューションを提供させていただきます。環境改善にも役立つ話題の車載機器各種(矢崎エネルギーシステム社製など)をはじめ、高性能と多くの実績で各界からの評判も高い製品を御紹介いたします。
- ・ドライバーから見えない死角を雨天や夜間でも鮮明な画像を通じて安全運転をサポートする、日本ビューテックの「リアビューモニター」。ドライブレコーダーや通信機器とのシステム連携、多カメラ化など車載機器を中心に幅広く展開しています。また、駐車場やオフィスなどのセキュリティカメラもリーズナブルな価格でご提供。サービス内容も高い評価を得ています。HIP紹介によりサービス価格でのご提供も可能です。